

東海国立大学機構 Tokai Open Innovation Complex 岐阜サイト産学連携オープンラボ使用内規

制定 令和 5 年 5 月 17 日

改正 令和 6 年 2 月 2 日

改正 令和 7 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東海国立大学機構 Tokai Open Innovation Complex 規程（令和 5 年度機構規程第 19 号）（以下「規程」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づき、東海国立大学機構 Tokai Open Innovation Complex 岐阜サイト（以下「岐阜サイト」という。）における産学連携オープンラボの管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 産学連携オープンラボとは、岐阜サイトにおいて貸し出しを行う、オフィス仕様及び実験室仕様の室をいう。

2 産学連携オープンラボ負担金とは、岐阜サイトにおいて、東海国立大学機構（以下「機構」という。）に所属する者が産学連携オープンラボを使用する際に生ずる費用をいう。

3 産学連携オープンラボ貸付金とは、岐阜サイトにおいて、機構に所属する者以外の者が産学連携オープンラボを使用する際に生ずる費用をいう。

(使用目的)

第 3 条 産学連携オープンラボは、次の各号に掲げる事項に使用するものとする。

- 一 機構における共同研究等による企業等の活動及びそれに資すること
- 二 機構におけるスタートアップの活動及びそれに資すること
- 三 機構におけるオープンイノベーションを創成する産学交流及びそれに資すること
- 四 その他規程第 3 条第 2 項第 1 号に定める岐阜サイトの管理責任者（以下「管理責任者」という。）が適当と認めた事項

(使用責任者)

第 4 条 産学連携オープンラボを使用する者は、使用責任者を置かなければならない。

2 使用責任者は、産学連携オープンラボの使用に関して法令及びこの内規並びに使用許可の条件を遵守するとともに、当該産学連携オープンラボにおいて行う業務の安全確保に努めなければならない。

(使用資格)

第 5 条 産学連携オープンラボを使用することができる者は、規程第 5 条第 1 項に定める者かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第 3 条に掲げる活動を行う者

二 その他管理責任者が適当と認めた者

(使用申請)

第6条 産学連携オープンラボの使用を希望する使用責任者（以下「申請者」という。）は、別紙様式1により、管理責任者に申請しその許可を受けなければならない。

2 申請者のうち、産学連携オープンラボを、企業の所在地とする商業登記先として希望するベンチャー企業については、別紙様式1により、管理責任者に申請しその許可を受けなければならない。

3 産学連携オープンラボの実験室仕様の室で実験を実施する申請者のうち、岐阜大学に勤務する大学教員（特任教員を含む。）（以下「岐阜大学教員」という。）以外の者は、実験の安全管理を行う実験安全管理者を岐阜大学教員から選出し、別紙様式1により、管理責任者に届け出るものとする。

4 前項に定める実験安全管理者は、申請者を相手先とする東海国立大学機構共同研究規程第6条に定める共同研究契約又は岐阜大学共同研究講座及び共同研究部門規程第15条に定める契約（以下「共同研究契約等」という。）における研究代表者若しくは研究担当者でなければならない。ただし、共同研究契約等を締結していなくても、岐阜大学教員と共に研究等を実施している事実が客観的に確認できる場合は、共同研究契約等を締結しているものとみなし、当該研究に参画する岐阜大学教員を実験安全管理者とすることができる。

(審査)

第7条 管理責任者は、申請者から申請があった場合、当該産学連携オープンラボ使用の可否について、次条に規定する審査を経て、その決定を行うものとする。

(審査会)

第8条 産学連携オープンラボの使用の可否については、岐阜大学学術研究・産学官連携推進本部運営会議（以下「運営会議」という。）において審査する。

2 審査は、申請者から提出された申請書に基づき行う。

(使用許可の通知)

第9条 管理責任者は、産学連携オープンラボの使用許可を決定したときは、申請者に対して別紙様式2により通知し、東海国立大学機構学術研究・産学官連携統括本部長へ審査結果を報告するものとする。

(使用期間)

第10条 産学連携オープンラボを使用できる期間は、1回の申請について3年までとする。ただし、第12条の規定に基づき、使用期間を更新する場合は、1回の申請について3年までの範囲とする。

(成果の報告)

第 11 条 使用責任者は、管理責任者の求めに応じて、産学連携オープンラボにおいて行った活動の成果を別紙様式 3 により報告しなければならない。

(使用許可内容の変更)

第 12 条 使用責任者は、第 6 条の規定により使用許可を受けた内容を変更（使用期間の更新を含む。）する必要がある場合は、その旨を別紙様式 4 により管理責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項に規定する使用許可内容の変更に係る可否決定及び許可の通知については、第 7 条から第 9 条までの規定を準用する。

(使用許可の取消し等)

第 13 条 管理責任者は、使用責任者が、当該産学連携オープンラボ使用許可の条件に違反したと認めるとき又は産学連携オープンラボの管理上支障があると認めるときは、使用許可を取り消し、又は当該使用を中止させることができる。

2 管理責任者は、前項の使用の取消し又は中止を決定したとき、当該使用責任者に別紙様式 5 により通知するものとする。

(産学連携オープンラボ負担金等)

第 14 条 使用責任者のうち、機構に所属する者については、産学連携オープンラボ負担金を負担しなければならない。

2 使用責任者のうち、機構に所属する者以外の者については、産学連携オープンラボ貸付金を納付しなければならない。

3 産学連携オープンラボ負担金及び産学連携オープンラボ貸付金（以下「産学連携オープンラボ負担金等」という。）については、別表第 1 のとおりとする。

4 産学連携オープンラボ負担金等の免除については、別に定める。

(光熱水料)

第 15 条 使用責任者は、当該産学連携オープンラボで使用した光熱水料を負担しなければならない。

(原状回復)

第 16 条 使用責任者は、当該産学連携オープンラボの使用が終了したとき、又は第 13 条の規定により管理責任者が使用許可を取消したときは、産学連携オープンラボ及び備品等(以下「施設等」という。)を使用責任者の負担で使用前の状況に回復し、管理責任者の検査を受け、引き渡しをしなければならない。

2 使用責任者は、当該産学連携オープンラボの使用が終了したとき、又は第 13 条の規定により管理責任者が使用許可を取消したときは、第 6 条の規定により認められた商業登記について、登記を変更したことを示す書面を管理責任者に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 産学連携オープンラボを使用する者は、その責に帰すべき事由により、当該施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償は、使用責任者の責任において行うものとする。

(施設・設備の変更等)

第 18 条 使用責任者は、目的遂行上、やむを得ず施設又は設備に変更又は改修を加える必要が生じたときは、事前にその旨を別紙様式 6 により管理責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項に規定する施設又は設備の変更等に係る可否決定については、第 7 条及び第 8 条の規定を準用する。

3 第 1 項に規定する変更又は改修に必要な費用は、当該使用責任者の負担とする。

4 変更又は改修した施設又は設備について、使用終了時は使用責任者の負担で使用前の状況に回復し、管理責任者の検査を受け、引き渡しをしなければならない。

(変更等許可の通知)

第 19 条 管理責任者は、施設又は設備の変更又は改修許可を決定したときは、使用責任者に対して別紙様式 7 により通知するものとする。

(使用状況の調査)

第 20 条 管理責任者は、産学連携オープンラボの管理上必要があるときは、事前に使用責任者の承諾を得たうえで、使用責任者に対し、産学連携オープンラボの使用状況について、ヒアリング調査、書面調査、及び立入調査等を実施することができるものとする。

2 管理責任者は、前項における調査の権限について、あらかじめ指名した者に委任することができる。

3 前項により委任を受けた者は、管理責任者へ調査結果を報告するものとする。

4 管理責任者は、第 1 項による調査で、当該産学連携オープンラボの管理上支障があると認めるときは、第 13 条の規定に基づき当該使用を中止させることができる。

(庶務)

第 21 条 岐阜サイトの管理に関する庶務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第 22 条 この内規に定めるもののほか、産学連携オープンラボの利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この内規は、令和 5 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 6 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 14 条関係)

産学連携オープンラボ負担金

対象	金額
産学連携オープンラボ(オフィス仕様)	1 か月 1 m ² 当たり 2,700 円
産学連携オープンラボ(実験室仕様)	1 か月 1 m ² 当たり 3,100 円

産学連携オープンラボ貸付金

対象	金額
産学連携オープンラボ(オフィス仕様)	1 か月 1 m ² 当たり 2,700 円
産学連携オープンラボ(実験室仕様)	1 か月 1 m ² 当たり 3,100 円

別紙様式 1(第 6 条関係)

使用許可申請書

[別紙参照]

別紙様式 2(第 9 条, 第 12 条関係)

使用許可書

[別紙参照]

別紙様式 3(第 11 条関係)

活動成果報告書

[別紙参照]

別紙様式 4(第 12 条関係)

使用許可変更申請書

[別紙参照]

別紙様式 5 (第 13 条関係)

使用取消し・中止通知書

[別紙参照]

別紙様式 6 (第 18 条関係)

施設・設備変更等申請書

[別紙参照]

別紙様式 7 (第 19 条関係)

施設・設備変更等許可書

[別紙参照]